

新潟県立看護大学研究費等運営・管理ガイドライン

平成19年11月12日	制定
平成19年11月12日	施行
平成22年 3月15日	改正
平成25年 4月 1日	改正
平成26年 1月15日	改正
平成27年 4月 1日	改正
令和 2年10月14日	改正

研究活動を推進する上で必要となる競争的資金（以下「研究費等」という。）は、あらゆる学術分野における研究を発展させることを目的として交付される助成金及び補助金が充てられている。

その交付元の付託にこたえるには、組織的に運営・管理を適正に行うとともに、研究者が研究活動を円滑に行える環境や体制を構築する必要がある。

これに対し、本学は、地方公共団体が設置する公立大学法人であることから、更に厳正なる運用を実践する必要がある。

本ガイドラインは、本学における学内外の研究費、助成金及び補助金等の適正使用の徹底の観点から、本学の教職員が研究費等の使用ルールを再確認し、統一ルールの下、厳正なる不正使用の防止策を講じ、経理管理・監査体制の一層の強化・充実に資するため示すものである。

1 責任体系の明確化

(1) 本学における研究費等の運営・管理に関する最高管理責任者を学長とし、最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

(2) 最高管理責任者を補佐し、研究費等の運営・管理について本学を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、副学長及び事務局長をもって充てる。統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(3) 研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、学部長及び事務局次長をもって充てる。コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる業務を行う。

ア 自己の管理監督する組織における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告すること

イ 不正防止を図るため、組織内の研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること

ウ 自己の管理監督する組織において、構成員が適切に研究費等の管理・執行を行

っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること

- (4) コンプライアンス推進責任者は、役割の実効性を確保する観点から、責任を統括する役割を担った上で、必要に応じ、領域等の組織レベルで副責任者を任命することができる。副責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示の下、業務を行う。
- (5) 最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者（副責任者を含む。）は、それぞれの職務においてその管理監督の責務を十分果たさず、結果的に不正を招いた場合には、その責任を負うことに留意する。

2 適正な運営・管理活動

- (1) 研究費等の運営・管理は、関係法令及び資金配分機関の定めのほか、本学の関係規程等に基づき、適正に運用する。

また、適正なる運用の一助として、研究費等の運営・管理の取扱いに関する手引きを作成し本学の教職員に周知徹底を図る。
- (2) 研究者は、研究費等に関する予算執行状況の検証を行い、予算執行状況が著しく遅れている場合は、最高管理責任者に報告し、了承を得なければならない。
- (3) 競争的資金などにおいて、間接経費に充当するための研究費等は、最高管理責任者及び統括管理責任者の指示の下、本学の研究者への事務的支援、研究環境の整備及び管理体制の改善・充実の取組み等に使用する。
- (4) 最高管理責任者は、研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し「公的研究費の運営・管理に関する誓約書」（別紙様式）の提出を求める。
- (5) 本学と一定の取引のある業者に対し、本学関係規程等の遵守、いかなる不正、不適切な契約も行わないこと、および監査、調査等への協力などを記載した誓約書の提出を要請する。

3 相談窓口・通報窓口

- (1) 相談窓口

研究等における相談窓口は、事務局総務課にて行い、研究推進委員長と連携し、学内外の研究等の相談に応ずる。
- (2) 通報窓口

本学における研究活動の不正行為に適切に対応できるようにするため通報窓口を設ける。
通報窓口にあたっての具体的な対応を行うため「新潟県立看護大学における研究活動等の不正行為に関する通報窓口規程」を定める。

4 不正発生要因の把握及び不正防止計画の策定

統括管理責任者は、研究費等を適正に運営・管理し、不正使用を未然に防止するため、その要因を把握し、不正防止計画の策定を行い、運営評議会での議を経て研究者に周知するなど不正防止に努める。

5 不正取引に関与した業者への対応について

最高管理責任者は、研究費等の不正使用事実が明らかとなった場合、前項による調査を行い、不正な取引に関与した業者に対し、教授会等と協議の上必要に応じて取引停止等の処分を行うことができる。

6 モニタリング及び監査の実施

(1) 進行状況の把握

最高管理責任者は、不正防止計画に基づき違法行為や不正が行われないよう統括管理責任者に研究者の研究計画進行状況の把握を行わせるとともに、研究者から報告を求めさせる等、定期的にモニタリングを行い研究費等の適正な運営・管理に努める。

(2) 監査

研究費等の適正な運営・管理を徹底するため、研究費等の執行状況について内部監査を実施する。

7 研究活動に伴う管理業務遂行の心得

(1) 事務職員

研究活動を遂行する研究者とそれを支援する事務組織は、連携して、適正な研究費等の運営・管理が徹底できるように事務分掌の視点からチェック機能を働かせ、適正な研究費等の運営・管理に努める。

(2) 研究者

特に研究者は、研究計画に基づく研究遂行を不断に点検・評価し、研究費等の執行状況も常に確認しながら、新潟県立看護大学における研究者の行動規範を定め適正を期すこととする。

別紙様式

公的研究費の運営・管理に関する誓約書

年 月 日

新潟県立看護大学長（最高管理責任者） 様

職 名
氏 名 (自署)

公的研究費の運営・管理に関して次のことを誓約いたします。

- 1 「新潟県立看護大学研究費等運営・管理ガイドライン」を遵守すること
- 2 公的研究費は適正に運営・管理し、不正を行わないこと
- 3 規則等に違反して不正を行った場合は、本学の懲戒処分のほか、法的な責任を負うこと